平成２７年（フ）第２７７号
兵庫県加古川市野口町野口399番地の25
破産者　松原　明美
1　決定年月日　平成28年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第４６号
徳島県阿波市阿波町井出口17番地５、旧住所徳島県吉野川市川島町川島666番地３
破産者　西村　春雄
1　決定年月日　平成28年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２０８号
福岡県久留米市西町490番地７、前住所福岡県久留米市宮ノ陣４丁目43番33号
破産者　池尻　重喜
1　決定年月日　平成28年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１８４号
佐賀市高木瀬東２丁目１番１号　井上マンション103号
破産者　井上ふとん店こと　井上　好久
1　決定年月日　平成28年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１８５号
佐賀市高木瀬東２丁目１番１号　井上マンション103号
破産者　井上ふとん店こと　井上　茂樹
1　決定年月日　平成28年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２２９号
佐賀県小城市芦刈町浜枝川1612番地１
破産者　村井　　晃
1　決定年月日　平成28年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６３号
鹿児島県いちき串木野市平江20312番地31
破産者　橋之口篤博
1　決定年月日　平成28年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１３１号
福岡市博多区博多駅南３丁目８番10号、開始決定時の住所福岡市博多区博多駅南３－８－10　ゆう和ビル301号
破産者　迫　　昭秀
1　決定年月日　平成28年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第１３２号
福岡市博多区博多駅南３丁目８番10号、開始決定時の住所福岡市博多区博多駅南３－８－10　ゆう和ビル301号
破産者　迫　　和代
1　決定年月日　平成28年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第２８２号
沖縄県那覇市首里石嶺町３丁目33番地
破産者　友寄　景徳
1　決定年月日　平成28年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第６４６号
仙台市青葉区東勝山１丁目６番３号　シャイニングハウスⅡ３
破産者　小関　英明
1　決定年月日　平成28年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１６号
京都府舞鶴市京田38―５　菱田方、住民票上の住所京都府舞鶴市字長浜140番地の１
破産者　林　　政彦
1　決定年月日　平成28年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２７年（フ）第３８４号
兵庫県西宮市高須町１―１　武庫川団地第２号棟第413号室、住民票上の住所兵庫県西宮市大社町３番８―607号
破産者　奥山　　斉
1　決定年月日　平成28年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４０２号
兵庫県尼崎市御園３丁目16番４号　岡部貸家４戸１の東から３軒目、開始決定時の住所兵庫県尼崎市上坂部１丁目２番２―1028号
破産者　石﨑　隆幸
1　決定年月日　平成28年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５４４号
兵庫県尼崎市東園田町６丁目85番地の１　エクセルコート園田603、前住所兵庫県尼崎市食満５丁目３番３号
破産者　神田　道男
1　決定年月日　平成28年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６４号
山口県防府市大字大崎689番地　ドリームハイツ松永Ａ棟101
破産者　山根　隆幸
1　決定年月日　平成28年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１００号
山口県下関市勝谷新町４丁目17番22号
破産者　三輪あけみ
1　決定年月日　平成28年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第２９号
徳島県美馬市脇町大字北庄375番地１
破産者　河野　誠治
1　決定年月日　平成28年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所美馬支部